

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地
荒牧空調工業株式会社	栃木県さくら市卯の里 1-12-9

2 指名停止措置期間

令和 6 年 12 月 24 日から令和 7 年 1 月 23 日まで（1 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

壬生町が発注する工事等

4 事実概要

当該業者は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を継続して受審せず、同法施行令で定める建設工事を発注者から直接請け負うことができない期間が生じていたにもかかわらず、この間にさくら市が発注する氏家小学校ほか給食室空調機改修工事を直接請け負っていた。このことは、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められる。

5 指名停止措置理由

有資格者である当該業者は栃木県知事から令和 6 年 11 月 21 日付けで建設業法第 28 条第 1 項本文に基づく監督処分（指示処分）を受けた。このことが壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 の 8 に該当するため。

〔指名停止等措置要領別表第 2 の 8〕

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為）	
7 町工事等に関し、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内
8 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内